

令和7年12月4日招集

令和7年第6回釧路市議会

# 12月定例会議案

(追加分)

議案第131号 令和7年度釧路市一般会計補正予算

議案第132号 釧路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第133号 釧路市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

釧路市



令和7年度釧路市一般会計補正予算

令和7年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,222千円を追加し、  
歳入歳出それぞれ110,010,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2 基金繰入金	千円 6,292,562	千円 66,081	千円 6,358,643
		千円 6,274,722	千円 66,081	千円 6,340,803
21 諸収入	5 雜入	3,960,188	141	3,960,329
		757,431	141	757,572
歳入合計		109,943,964	66,222	110,010,186

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	千円 11,608,110	千円 66,222	千円 11,674,332
		千円 11,246,949	千円 66,222	千円 11,313,171
歳出合計		109,943,964	66,222	110,010,186

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総 括

### (歳 入)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰	入 金	千円 6,292,562	千円 66,081	千円 6,358,643
21 諸	収 入	3,960,188	141	3,960,329
歳 入 合 計		109,943,964	66,222	110,010,186

### (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
2 総 務 費	千円 11,608,110	千円 66,222	千円 11,674,332	千円 0	千円 0	千円 141	千円 66,081
歳 出 合 計	109,943,964	66,222	110,010,186	0	0	141	66,081

## 2. 級入

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
19 繰入金	6,292,562	66,081	6,358,643			
2 基金繰入金	6,274,722	66,081	6,340,803			
1 財政調整基金繰入金	5,676,836	66,081	5,742,917	1 財政調整基金 繰入金		66,081 財政調整基金繰入金
						66,081

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
21 諸収入	3,960,188	141	3,960,329			
5 雜入	757,431	141	757,572			
6 雜入	640,645	141	640,786	2 雜入		141 会計年度任用職員等雇用保険料立替金収入
						141
歳入合計	109,943,964		66,222			110,010,186

## 3. 歳出

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
2 総務費	2 総務費	11,608,110	66,222	11,674,332	特定財源	141			
1 総務管理費	1 総務管理費	11,246,949	66,222	11,313,171	一般財源	66,081			
2 職員管理厚生費	2 職員管理厚生費	2,138,143	66,222	2,204,365	特定財源	141	1 報酬	34,597	会計年度任用職員費 66,222
					〔内訳〕		2 給料	11,532	
					諸収入		3 職員手当等	18,246	
							4 共済費	1,847	
					一般財源	66,081			
歳出合計	歳出合計	109,943,964	66,222	110,010,186	特定財源	141			
					一般財源	66,081			

# 給与費明細書補正

## 2 一般職括

区分	職員数 (人)	給			費			計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	計 (千円)		
補正後	(818) 1,500	1,358,214	5,967,307	4,880,937	12,206,458	2,233,633	14,440,091		
補正前	(816) 1,500	1,323,617	5,955,775	4,862,691	12,142,083	2,231,786	14,373,869		
比較	(0) 0	34,597	11,532	18,246	64,375	1,847	66,222		

※( )は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度用職員について外数で記載している。									
区分	扶養手当	見重手当	当管理職手当	當勤務手当	當寒地手当	當冷地手当	當勤期手当	當勤勤勉手当	當勤動手当
補正後	153,132		119,790	238,700	139,283	1,479,937		1,369,077	141,564
補正前	153,132		119,790	238,700	139,283	1,470,085		1,360,683	141,564
職員手当比較	0	0	0	0	0	9,852		8,394	0
区分内訳等の内訳	教員特別手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	夜勤休日給	当直手当	單身赴任手当	退職手当	合計	
補正後	4,800	53,125	206,038	2,064	—	—	9,600	309,355	4,880,937
補正前	4,800	53,125	206,038	2,064	—	—	9,600	309,355	4,862,691
比較	0	0	0	0	—	—	0	0	18,246

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

## 1 会計年度用職員

区分	職員数 (人)	給			費			計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	計 (千円)		
補正後	(814) 66	1,358,214	512,211	68,783	2,558,208	430,829	2,989,037		
補正前	(814) 66	1,323,617	500,679	669,537	2,493,833	428,982	2,922,815		
比較	(0) 0	34,597	11,532	18,246	64,375	1,847	66,222		

※( )はパートタイム会計年度用職員について外数で記載している。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当		児童手当		管理職手当		寒冷地手当		勤務手当		通勤手当		居住手当	
		扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)												
補正後	後	—	540	—	—	—	—	344,265	289,441	281,047	334,413	9,852	8,394	—	23,540
補正前	前	—	540	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,540
比較	較	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
区分	教員特別手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	夜勤手当	休日給	当直手当	給付手当	当直手当	当直手当	当直手当	當身手当	當身手当	當身手当	當身手当	當身手当
補正後	後	—	564	18,578	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,855
補正前	前	—	564	18,578	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,855
比較	較	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
															18,246

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
報酬及び給料	46,129	1 給料表の改定に伴う増減分	46,129	—	令和7年度給与改定の状況 給料の改定率 3.3 % 給料改定実施時期 令和7年4月1日
職員手当等	18,246	1 制度改正に伴う増減分	3,258	期末勤務手当	1,759 1,499
		2 その他の増減分	14,988		



釧路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(釧路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第27条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（幹部職員等にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の60」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第30条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125）」の次に「、12月に支給する場合は100分の107.5（幹部職員等にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60）」の次に「、12月に支給する場合は100分の52.5（幹部職員等にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙）

第2条 釧路市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（幹部職員等にあっては、100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように

改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」、12月に支給する場合には100分の107.5（幹部職員等にあっては、100分の127.5）を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」、12月に支給する場合には100分の52.5（幹部職員等にあっては、100分の62.5）を「100分の61.25」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年釧路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25

」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年釧路市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の172.5、基準日が12月1日である場合にあっては100分の177.5」に改める。

第6条 釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の172.5、基準日が12月1日である場合にあっては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(釧路市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 釧路市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の172.5、基準日が12月1日である場合にあっては100分の177.5」に改める。

第8条 釧路市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、基準日が6月1日である場合にあっては100分の172.5、基準日が12月1日である場合にあっては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条

及び第 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の釧路市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第 3 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第 5 条の規定による改正後の釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定及び第 7 条の規定による改正後の釧路市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与等の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬等条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の釧路市職員の給与に関する条例若しくは第 3 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第 5 条の規定による改正前の釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例若しくは第 7 条の規定による改正前の釧路市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例若しくは改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の議員報酬等条例若しくは改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

4 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

国家公務員の給与の改定状況等を勘案し、本市職員の給与並びに特別職及び市議会議員の期末手当の支給率について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

(別紙)  
別表第1(第3条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800円	242,000円	276,300円	309,800円	332,600円	366,800円	420,700円
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300		
	87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600		
	88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800		
	89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000		
	90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300		
	91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600		
	92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800		
	93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000		
	94		308,000	358,400	400,200			
	95		308,300	358,800	400,600			
	96		308,700	359,100	401,000			
	97		308,900	359,400	401,300			
	98		309,200	359,800	401,800			
	99		309,500	360,200	402,200			
	100		309,900	360,600	402,600			
	101		310,100	361,100	402,900			
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800



釧路市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

釧路市職員退職手当支給条例（平成17年釧路市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

1 9 退職職員（退職した職員であって、この条例の規定による退職手当の支給を受けたものに限る。）であって、その退職の日の翌々日以降に再び職員となったものが退職した場合におけるその者に対するこの条例の規定による退職手当（以下この項において「後の退職手当」という。）の額とその者に対して支給した先の職員としての在職期間に係る退職手当（以下この項及び次項において「先の退職手当」という。）の額との合計額が、先の職員としての在職期間と後の職員としての在職期間を引き続いたものとみなして計算した退職手当（以下この項及び次項において「在職期間を通算した退職手当」という。）の額を上回る場合におけるその者に対して支給する後の退職手当の額は、在職期間を通算した退職手当の額から先の退職手当の額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

2 0 在職期間を通算した退職手当の額の計算の基礎となる基礎在職期間には、第5条の2第2項の規定にかかわらず、先の退職手当の額の計算の基礎となった基礎在職期間を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の釧路市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に

係る退職手当については、なお従前の例による。

令和 7 年 1 月 24 日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

本市職員を退職し、退職手当の支給を受けた者が、再度本市職員となった場合における退職手当の算定方法について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

